九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

公法判例研究(二)

九州公法判例研究会

村松,洋介 筑波大学大学院修士課程終了

https://doi.org/10.15017/2275

出版情報:法政研究. 68 (4), pp.81-92, 2002-03-13. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

公法判例研究 (二)

九州公法判例研究会

している者の原告適格訟と当該鉄道事業者の路線の周辺に居住しその鉄道を利用鉄道事業法一六条による旅客運賃変更認可処分の取消訴

時報一七二一号五三頁七号、平一一・九・一三民三部判決、却下(控訴)、判例上等、平一一・九・一三民三部判決、却下(控訴)、判例運賃値上認可取消請求事件、東京地裁平一〇(行ウ)五)

村松洋介

【事実の概要】

可処分の取消しを求めて訴えを提起した。に居住し、通勤等に鉄道を利用している原告らは、本件認更を認可する旨の認可処分をした。これに対し、鉄道沿線

がみ、 賃の変更等を運輸大臣の認可にかからしめている趣旨は、 利益に基礎があるものであり、 とは、 もって不特定多数にわたる一般利用者の利益、 不当な運賃の変更等をしようとする場合にこれを防止し、 地方鉄道法二一条と同様鉄道事業のもつ公共的性格にかん 益の抽象化されたものであるから、 用者が持つ共通の利益は、結局、 ことや認可は自動的に運賃等の具体的改定に結びつくこと 事業の独占的地位のために当該鉄道を利用せざるを得ない に還元されることをあげている。 直接影響を及ぼすものであること、②不特定多数の一般利 からみて、 等の主張をした。その理由として、 用者の両方を保護しており、この場合の鉄道利用者の利益 の経済秩序の維持、 原告らは、 事業の運営を確保するとともに、 鉄道利用者の個別的具体的な利益を含むものである 運賃等の認可処分は個々の鉄道利用者の利益に 法が定める鉄道運賃等の認可制度は、 物価抑制といった公益的利益と鉄道利 個々の利用者の具体的利益 これに対し、 個々の利用者の具体的利 原告らは、 個々の利用者の具体的 鉄道事業者が万一 被告は、 ①鉄道運送 すなわち公 我が国

福祉を増進することを目的とする。」と規定していた。 とともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の ものとすることにより、 げ、「この法律は、 こと。」と規定していた。また、 事業を利用することを困難にするおそれがないものである をするものでないこと。」、同三号で「旅客又は貨物の運賃 項二号で「特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱い 次の基準によってこれをしなければならない。」とし、 ついて、「運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、 を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 の運賃及び運輸省令で定める料金を定め、運輸大臣の認可 定等の手続について、「鉄道運送事業者は、旅客又は貨物 共の利益を保護しようとするところにある等の主張をした。 及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該 同様とする。」と規定し、一六条二項で、右認可の基準に であった。すなわち、一六条一項で、鉄道旅客運賃等の設 なお、平成九年当時の鉄道事業法の規定は以下のとおり 鉄道事業等の運営を適正かつ合理的な 鉄道等の利用者の利益を保護する 同法は、一条で目的を掲 同

【判旨】 訴え却下。

一 「行政庁がした処分の取消しの訴えは、当該処分の取

している利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである すべきものとする趣旨を含むか否かは、 的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護 きである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体 該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべ 侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当 う法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものと 拠となった行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら 害されるおそれのある者をいうものであり、当該処分の根 上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若 ることができるものであるが(行訴法九条)、右の 消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起す 五一巻一号二五〇頁参照)。」 旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようと する趣旨を含むと解される場合には、 しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵 三小法廷判決・民集四六巻六号五七一頁、 (行ツ)第一八九号同九年一月二八日第三小法廷判決•民集 一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属 〔最高裁平成元年(行ツ)第一三○号同四年九月二二日第 かかる利益も右にい 当該行政法規の趣 最高裁平成六年 『法律

るものと解される。」 維持・向上させる見地から公益の保護をはかろうとしてい 受けなければならないことを規定し、鉄道利用者の保護と 業の経営の確保の観点から、原則として運輸大臣の認可を 者が直接これを負担するものであるとともに、 安定及び経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を 鉄道事業者の健全な経営の確保の利害の調整をはかってい 及び変更については、 の収益に直接影響を及ぼすものであることから、その設定 るもの、すなわち、鉄道事業の公共性にかんがみ、 (1) "法一六条一項、二項は、運賃及び料金は、 一般利用者の保護及び健全な鉄道事 鉄道事業者 企業の 利用

するおそれがないものであることを認可の基準としているため、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にた規制を行っているのであるが、その場合に考慮されるべた規制を行っているのであるが、その場合に考慮されるべいがみ、旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にから、右運賃等の設定及び変更についたがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難に入び経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維及び経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維及が経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維及が経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維及が経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維及が経営の合理化をはかるとともに、利用者の利便を維持・向上させる見地から、右運賃等の認可制度は、企業の安定(2)「法の規定する鉄道運賃等の認可制度は、企業の安定

が、ここで想定されている鉄道利用者も、個々具体的な利用者を指すのではなく、右のように一般化された抽象的なでまり、鉄道利用の実態等を考慮すべきものとしているにとどまり、鉄道利用の実態等を考慮すべきものとしているにとどまり、鉄道利用者各個人の個別の事情等を考慮すべきものとはしておらず、法は、鉄道の運賃等の認可に当たっては、おいいるはしておらず、法は、鉄道の運賃等の認可に当たっては、おいいる。要するべきこととしているものと解される。」

処分の対象者等のほかに、 利害関係人の申請があったときには公聴会を開かなければ じめ運輸審議会にはかり、その決定を尊重して右認可に関 なわち、右認可の際の手続をみるに、運輸大臣は、あらか (3) 道等の利用者は列挙されておらず、また、公聴会におい に重大な利害関係を有すると認める者を掲げているが、 規定している運輸審議会一般規則五条は、 ならない 輸審議会は、運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める する措置をしなければならず(設置法六条一項一号)、運 「このことは右認可の手続面からも裏付けられる。 (同法一六条)。 しかし、右利害関係人の範囲 運輸審議会が当該事案に関し特 認可等の申請者、 す

与する道を与えているわけではないのである。」 法は当該鉄道の利用者の個々人に対して、認可手続きに関 手続とほぼ同様の手続が定められている(法六五条一 することになった事項について行う聴聞手続も右公聴会の が地方運輸局長に委任される場合、 ないことになる。 等に係る路線の個々の利用者による公述の機会は与えられ が開催される余地はなく、 のである(設置法六条二項) 輸大臣は運輸審議会に諮らないで認可をすることができる そも運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、 審議会一般規則三五条ないし三七条参照)。そして、 よる公述が不可欠なものとされているわけではない 認可の対象となる鉄道運賃等に係る路線の個々の利用者に 利害関係人以外の者に公述させる手続も存在するが、 いし三項、 施行規則七二条ないし七五条)。このように、 なお、 法六四条によって運輸大臣の権限 当該認可の対象となる鉄道運賃 から、この場合には、 同局長がその権限に属 公聴会 (運輸 項な そも 当該 運

べきである。」

されるおそれがあるとはいえない。」 この法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害ことはできず、結局、原告らには、本件認可処分により自 鉄道利用者の利益を個別的利益として保護しているとみる 三 「したがって、法に規定する鉄道運賃等の認可制度が

【評釈】 判旨に賛成。

格を否定した。ここに本判決の意義があるといいうる。 ておらず、 判決は、 鉄道運賃等の認可制度が鉄道利用者の利益を個別的利益と たが、この現行の鉄道事業法の規定をみると、 営化にあたり地方鉄道法が廃止され鉄道事業法が制定され 定しているところである。 旧地方鉄道法二一条による運賃認可処分に関し、これを否 決(最一小判平元・四・一三判時一三一三号一二一頁)が 適格を有するかについては、 して保護しているとみることができるかが問題となる。 よりも 鉄道利用者が運賃認可処分の取消訴訟を提起する原告 鉄道利用者を保護しているように見受けられるため 鉄道事業法の下においても個別的利益は保護され 法律上保護された利益は存しないとして原告適 昭和六二年には旧国鉄の分割民 近鉄特急料金事件の最高裁判 地方鉄道法 本

的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益として保護す

きものとする趣旨を含むものでないことは明らかという

の対象となる鉄道運賃等に係る路線の個々の利用者の具体

及び法規の定めに照らしてみれば、

法の規定が、

当該認可

度

の趣

旨

「右にみた法の規定する鉄道運賃等の認可制

は、 は、 判断すべきである」としている。この枠組み自体について きものとする趣旨を含むと解される場合」には法律上保護 益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、 の大勢も評価していると思われるので、おそらく異論はな して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して された利益に当たるとし、かかる趣旨を含むか否か れが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべ いといってよいであろう。 「当該処分を定めた行政法規が、 「当該行政法規の趣旨・目的、 最高裁判決として定式化されているものであり、 もんじゅ事件上告審判決等に依っている。すなわち、 判旨一にみるように、 本判決の原告適格の判断枠組み 当該行政法規が当該処分を通 不特定多数者の具体的利 学説 は、 そ

抽象的、一般的な利益を意味するものとし、法一六条二項券道を利用する国民ないし地域住民が共通して持つに至る見地から公益の保護をはかろうとしているもの」と解して見地から公益の保護をはかろうとしているもの」と解して理化をはかるとともに、利用者の利便を維持・向上させる理化をはかるとともに、利用者の利便を維持・向上させる三、次に、判旨二(1)は、鉄道事業法一六条の趣旨・目的を三、次に、判旨二(1)は、鉄道事業法一六条の趣旨・目的を

ことになる。 吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別 認可制度が目指す公益の保護を通じてその結果として保護 解される場合」には該当しないから原告適格は否定される 的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと みの「不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に されるとしている。 用者を指すとしている。そして、 を指すのではなく、 三号で想定されている鉄道利用者も、 かかる判旨の理解の下では、 一般化された抽象的な概念としての利 鉄道の利用者の利益 個々具体的な利用者 判断枠組 は、

響を及ぼすかを検討することになる。響を及ぼすかを検討することになる。この判示が適切であるかを検討する必要があろう。のように扱われるべきであったかを検討する必要があろう。のように扱われるべきであったかを検討する必要があろう。この判示が適切であるかを判断するためには、前述のと響を及ぼすかを検討することになる。

とし、同条二項は、「監督官庁ハ公益上必要アリト認ムルノ他運輸ニ関スル料金ヲ定メ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ」道法二一条一項は、「地方鉄道業者ハ旅客及荷物ノ運賃其四」そこで、旧地方鉄道法の規定を見てみると、旧地方鉄

として原告適格を否定した。地方鉄道法二一条一項は監督 Ŧi. ではない旨の判示はやむを得ないところであるといえよう。 下においては、 のみが明示されているところである。 それを根拠として利用者の個別的利益が保護されるかどう 利用者の個別的な権利利益を保護することを目的として認 護することにあるのではなく、 であって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保 条の趣旨は、 決はこれを否定した。 ものである。一審判決は原告適格を肯定したが、控訴審判 事案は近鉄の特急料金の値上げ認可を沿線に居住し、 かは検討しえないし、 官庁の認可基準を具体的に示しているわけではないので、 可権の行使に制約を課していると解すべき根拠はない。」 などのため日常的に近鉄の特急を利用する原告らが争った おり近鉄特急料金事件が争われているところである。 地方鉄道法の下では、 トキハ運賃及料金ノ変更ヲ命スルコトヲ得」と規定してい そして同法にはいわゆる目的規定はなかった。 方、 鉄道事業法は、 もっぱら公共の利益を確保することにあるの 利用者の個別的な権利利益を保護するもの 利用者の原告適格に関し、前述のと 同条二項はかえって公益上の必要性 上告審判決は、「[地方鉄道法二一] 六条一項で、 他に同条が当該地方鉄道の かかる条文の構造の 鉄道旅客運賃等 この この 通勤 旧

する。 きも、 は、 益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、 ること。」と規定する。また、 該事業を利用することを困難にするおそれがないものであ 賃及び料金を負担する能力にかんがみ、 同項二号で「特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱 について、「運輸大臣は、 認可を受けなければならない。これを変更しようとすると 貨物の運賃及び運輸省令で定める料金を定め、 を保護していると考えることができるかどうかである。 はこうした表現をもってしても利用者の個別具体的 配慮しているし、 もって公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定 かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利 いをするものでないこと。」、同三号で「旅客又は貨物の運 の設定等の手続について、「鉄道運送事業者は、 を文言上明示しているといえよう。 は認可基準を示した上でその基準の中で利用者の利益 条の目的規定は「この法律は、鉄道事業等の運営を適正 次の基準によってこれをしなければならない。」とし、 このように、 同様とする。」と規定し、 目的規定においても利用者の利益の保護 旧地方鉄道法とは異なり、 前項の認可をしようとするとき 原告は主張してい 同条二項で、 しかし、 旅客又は荷主が当 さらなる問題 認可の基準 鉄道事業法 運輸大臣の ないが、 旅客又は 鉄

解も存在していた。 適格が認められるかはなお難しいように思われるという見適格が認められるかはなお難しいように思われるという見解もあれば、原告より肯定されやすくなっているという見解もあれば、原告道事業法制定当時には、これによって利用者の原告適格は

仮に「法全体の目的や基本理念を定める目的規定が公益の と」を書き込んだとみることができるのではなかろうか。 するために、目的規定のなかに「公共の福祉を増進するこ とをやめ、全体を通じて公益性があるという趣旨を明確に 進すること」がうたわれている。このことは、鉄道事業法 体にはそのような公益性の要件は規定されていない。 道事業法の下では、鉄道旅客運賃等の設定等の認可それ自 要アリト認ムルトキ」という要件が明示されていたが、 る個々の規定がそれと併せて個人の個別的利益をも保護し 保護のみを掲げたものになっているとしても、 原告適格の法的判断基準の一つとなりうる。 いると解されよう。こうして目的規定は取消訴訟における 方鉄道法におけるのと同様にやはり公益性が前提となって そうであれば、鉄道事業法一六条の認可においては、 は個々の規定にはあえて公益性という要件を書き加えるこ し、鉄道事業法の目的規定においては、「公共の福祉を増 旧地方鉄道法の下では、 運賃・料金の変更は しかしながら、 各則におけ 「公益上必 旧地 しか 鉄

> ことになる。 うかがわせる文言は見当たらないが、 辺の住民個々人の個別的利益を保護する趣旨を含むことを も保護していると考えることができるか否かが問題になる 性を前提としているとしても、同時に個人の個別的利益を 巻一号二五〇頁)。結局、 るとしているのである(最三小判平九・一・二八民集五一 旨・目的を解釈して原告適格の存否を判断することができ 市計画法の目的を定める同法一条の規定には、 取消を求める付近住民の原告適格を判断するに際して、 ことが直ちに原告適格を肯定する妨げになるものではな のみを念頭に置いているような文言となっていても、 ていることもあり得る」のであるから、「目的規定が公益 い」ことに注意する必要がある。(8) 鉄道事業法一六条の認可が公益 最高裁判所は、 処分の根拠条文の趣 開発区域周 開発許可 その

料金の運賃が利用者にとって適正であるという利益は地域いう「共通性」の要素が含まれている。本件の場合、公共一般的な利益」を意味するものとしている。ここでは、一般的な利益」を意味するものとしている。ここでは、用する国民ないし地域住民が共通して持つに至る抽象的、用する国民ないし地域住民が共通して持つに至る抽象的、本判決では、鉄道運賃等の認可制度において考慮される

一般的利益」と考えざるを得ず、個人の個別的利益をも保いってもよい。すなわち、値上げされないという利益はそいってもよい。すなわち、値上げされないという利益はそいってよいであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的であるとののところ公益に等しくなるといってよいように思われる。そしてそのことは客観訴訟である民衆訴訟と同じ効果をもつことを意味しよう。しかしながらそれでは本件が主観訴訟としての取消訴訟であるという趣旨を没却するおそれがよってとを意味しよう。しかしながらそれでは本件が主観訴訟としての取消訴訟であるという趣旨を没却するおそれが出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるであろう。そうであれば、かかる利益は「抽象的、出てくるである。

ても、私益の集合は原告適格の根拠となるとする。しかし、たる公益と私益の集合の二種類に分け、原告適格の有無をは私益の集合であるとし、たとえば鉄道の料金規制も、鉄めぐって争いになった事件における「公益」の多くは、実める。そして行政訴訟を個人の権利救済制度として構成しある。そして行政訴訟を個人の権利救済制度として構成したる公益と私益の集合の二種類に分け、原告適格の有無をこの点に関し、これまで公益といわれていたものを純然

護としているとはいえないと思われる。

えるべきではないかと思われるのである。い、個人の個別的利益として保護する契機は失われたと考なのではないかと思われる。すなわち、私益が質的に公益よって質的にも公益に転化したということそれ自体が重要もともと私益であったものであっても、集合したことに

にあるものと理解されよう。
にあるものと理解されよう。
以上のことから、鉄道事業法一六条二項二号は、不当なにあるものと理解されよう。

えることは可能ではないか。三面関係的行政システム観がも料金認可制度は運輸業者と利用者の個別の契約に任せてお料金認可制度は運輸業者と利用者の個別の契約に任せてにいちいち書いては運輸業者と利用者の個別の契約に任せてにいちいまであるが、近鉄特急事件上告審判決に関連して、「そもそ

検討を要するように思われる。 (3) とする見解がある。確かに、行政庁・事業必要と思う。」とする見解がある。確かに、行政庁・事業必要と思う。」とする見解がある。確かに、行政庁・事業必要と思う。」とする見解がある。確かに、行政庁・事業

適切かという視点をあげる見解がある。この見解は④に関認められる者の範囲の画定可能性、④誰に争わせることが 鉄特急料金事件の第一審判決では、「通勤定期乗車券を購 影響を与える行政処分に対しては、 する要素の一つになりうることになる。 てはめれば、 の適法性審査を求める最適任者』であることが原告適格承 入し日常的に特急を利用している原告らが『本件認可処分 める方向での努力が必要であると考える。」とした上、 て、①法令・法制度の趣旨、②被害の実態、③原告適格を の一つの理由になっている。」とする。これを本件にあ さらに、原告適格の判断にあたって考慮すべき要素とし 「多数の国民・住民の生活に全体としては軽微ならざる 小田急電鉄の周辺住民に対し原告適格を肯定 何人かに原告適格を認 しかしながら、 近 取

ように思われる。いるきらいがあり、解釈論として採用するのは困難である消訴訟の適法性維持機能という観点に力点が置かれすぎて

ての利益まで保護しているとはいえないと考えられる。

的抽象的利用者としての利益であって、個別の利用者とし

以上をまとめると、鉄道事業法で保護しているのは一般

どのような規定も可能なはずであるからである。 なかろうか。省令は法律の趣旨・目的に則りさえすれば、(デ) 定によって認可の法的性格を決めることはできないのでは 七条参照)等を指摘している。 るわけではないこと(運輸審議会一般規則三五条ないし三 路線の個々の利用者による公述が不可欠なものとされてい 続も存在するが、当該認可の対象となる鉄道運賃等に係る また、公聴会において利害関係人以外の者に公述させる手 利害関係人として鉄道等の利用者は列挙されていないこと、 ならないことを定めているが、運輸審議会一般規則五条は ようとしている。運輸省設置法一六条は運輸審議会の定め の意味では、判旨二(1)、 る利害関係人の申請があったときには公聴会をしなければ 判旨二(3)は、判旨二(1)、(2)を認可の手続面から裏付け 運輸審議会一般規則という下位法規である省令の規 (2)は首肯できるものである。 しかし、 法律それ自体では この一般

れば正しいことになろうが、若干疑問の残るところである。旨二⑴、⑵の結論を間接的に補強するという趣旨に理解すこうに差し支えないのである。したがって、判旨二⑶は判規則でも利害関係人に鉄道等の利用者を含めることはいっ

- (1) 最三小判平四・九・二二民集四六巻六号五七一頁。
- (当該処分によって保護される公益の一部として位置づけるのではなく、公益とは区別して個別かつ直接に保護の利益の範囲に含まれるものであること)、②個別保護要件(当該法令によって保護されるためには、①不利益要件でいる利益の範囲に含まれるものであること)、②保護部囲要件(その利益が、当該処分に関する法令で保護されている利益の範囲に含まれるものであること)、②保護の一定の利益に対する侵害を伴うものであること)、②保護で、単にその法令による保護が、原告ら個別関係者の利益を、単にその法令による保護が、原告ら個別関係者の利益を、単にその法令による保護が、原告ら個別関係者の利益要件(当該法令による保護が、原告ら個別財係者の利益要件を、単にその法令によって保護される公益の一部として位置づけるのではなく、公益とは区別して個別かつ直接に保護するものであること)を要するとする。
- 例評釈として、安念潤司・自治研究六二巻一一号一一四頁(4) 大阪高判昭五九・一○・三○判時一一四五号三三頁。判評釈として、中西又三・判時一○七○号一七九頁がある。(3) 大阪地判昭五七・二・一九判時一○三五号二九頁。判例

がある。

- ト九四○号九七頁(一九八九年)がある。

 ・九四二○号一○二頁(一九八九年)、増井和男・ジュリス大十四二○号一○二頁(一九八九年)、増井和男・ジュリス民商法雑誌一○一巻三号四四二頁、藤原淳一郎・法学セミ民商法雑誌一○一巻三号四四二頁、藤原淳一郎・法学セミト九四○号九七頁(一番三号四四二頁、藤谷正博・下九四○号九七頁(一本の一三判明)のである。
- (6) 藤原・前掲注(5)評釈。
- (7) 増井・前掲注(5)評釈。
- る実務的研究』九三頁(二〇〇〇年、法曹会)。(8) 司法研修所編『改訂行政事件訴訟の一般的問題に関す
- (9) 塩野宏『法治主義の諸相』六三頁(二〇〇一年、有斐の)によって、著しく減退している」とする。 この機能は、最高裁判所の判決(平成九・一・二なく、解釈権者を拘束する規範となっている。」としつつ、なく、解釈権者を拘束する規範となっている。」としつつ、なく、解釈権者を拘束する規範となっている。」としつつ、ることがある。……これも、単なる解釈の指針としてではることがある。……これも、単なる解釈の指針としてではることがある。……これも、単なる解釈の指針として、目的機能が機能することする。
- 訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、ものをいう。」と定義し(行訴法五条)、このような民衆訴その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するに適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格(1) 民衆訴訟については、「国又は公共団体の機関の法規

とになる。」とする。
とになる。」とする。
とになる。」とする。。
とになる。」とする。。
とになる。」とする。。
とになる。」とする。。
とになる。」とする。。
とになる。」とする。。

- 七号三頁(二〇〇一年)。本科目としての行政法・行政救済法の意義(四)」同七七巻義(一)」自治研究七七巻三号二三頁(二〇〇一年)、「基(1))阿部泰隆「基本科目としての行政法・行政救済法の意
- (12) 阿部泰隆「原告適格判例理論の再検討(上)」判時一(12) 阿部泰隆「原告適格判例理論の再検討(上)」判時一くとも制度の趣旨から利用者の利益を保護する制度で、その基準は適評釈は、「そもそも運賃認可制度は、独占企業の一方的な評釈は、「そもそも運賃認可制度は、独占企業の一方的な正原価・適正利潤ということで、いちいち明示の規定はないという。
- (13) 原田尚彦「運送事業と許認可行政」ジュリスト四六三

時に、「運送事業の事業監督として現かれるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆には、運輸当局はともすると業界と密着し事業者保護にいては、運輸当局はともすると業界と密着し事業者保護に行使した実績がないではない。かかる疑惑を排除し運輸行体を真に利用者のものとするためにも、筆者は、真に利害である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆として現われるが、その本来の当事者は利用者である公衆をめぐる法律関係は、表面上は運輸行政庁と事業者の関係をめぐる法律関係は、表面上は運輸行政庁と事業者の関係をある。

- ○○頁(一九九九年、有斐閣)。『京都大学法学部創立百周年記念論文集第二巻』九七―一(14) 芝池義一「取消訴訟の原告適格判断の理論的枠組み」
- 五号二九頁)。 (15) 前掲注(3)判決 (大阪地判昭五七・二・一九判時一〇三
- りと執行するためには、これらの受益者を監視役にするのである鉄道の利用者、消費者、公害の被害者などを排除してある鉄道の利用者、消費者、公害の被害者などを排除したいう視点をあげ、「鉄道の料金認可、ジュース訴訟に見という視点をあげ、「鉄道の料金認可、ジュース訴訟に見という視点をあげ、「鉄道の料金認可、ジュース訴訟に見を「原告適格判例理論の再検討(下)」判時一七四六号一隆「原告適格判例理論の再検討(下)」判時一七四六号一度、支池・前掲注(4)論文九九―一〇〇頁。また、阿部泰(16) 芝池・前掲注(14)論文九九―一〇〇頁。また、阿部泰(16)

三者への拡大はこのような観点からも正当化できる。」と政をコントロールしようというものである。原告適格の第れたのも、市民に情報を公開して、それによって企業と行れたのも、市民に情報を公開して、それによって企業と行い適切である。アメリカで私人による法の執行とか環境法

<u>17</u> では解されないとするが、 を定める同法四条二項二号から個別的利益を保護する趣旨 とする。 させるものではあるとしても、言わば傍証にすぎない。」 訴訟の原告適格」『行政判例百選Ⅱ [第四版]』四一九頁 である。 ○頁は、原告適格肯定の理由づけの一つが下位法規である 格が肯定される余地を認めた点で、同様に疑問である。 的利益保護を目的とする定めを置くことを禁じているとま は読み取れないとしつつ、施行令や施行条例によって個別 れるのではない。下位法規の内容が上位法規の趣旨を推測 よって定まっているのであって、下位法規の内容に規定さ (一九九九年、有斐閣) は、「法律の趣旨は当該法律自体に 政令の規定の解釈を通じて行われているが、この点は疑問 八二一頁は、風営法の目的規定である一条及び許可基準 先に触れた最三小判平九・一・二八民集五一巻一号二五 また、最一小判平一〇・一二・一七民集五二巻九号 同判決の評釈である桑原勇進「開発許可処分取消 下位法規の内容によって原告適